

## 監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年(2014年)年1月10日

彦根市監査委員 内堀 喜代治  
彦根市監査委員 渡辺 史郎

### 定期監査結果

#### 1 監査の期日および対象

平成25年12月中に次のとおり実施した。

#### 実地監査

監査期日	監査対象
12月24日	情報政策課 人権政策課

#### 書類監査

監査期日	監査対象
12月5日	稲枝支所 みずほ文化センター 稲枝西小学校 稲枝北小学校
12月10日	高宮出張所 高宮地域文化センター 高宮幼稚園 高宮小学校
12月17日	平田小学校 平田幼稚園 城東小学校 東保育園

12月20日

金城小学校 金城幼稚園 城西小学校 西中学校

## 2 監査の方法

各所属とも、平成25年度（平成25年10月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

## 3 監査の結果

人権政策課においては、男女共同参画センターの9月分の使用料が10月末においても未調定であった。また、国際交流員の住宅使用料は前年度分の一部が未調定であったため、今年度になって収入行為がなされた。財務規則等に基づき適正な収入処理をされたい。

情報政策課においては、テレビCM制作やホームページ保守の委託業務について、委託契約を締結しないまま業務を執行していた。契約行為の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

各幼稚園、各保育園においては、会計員の発令を受けていない職員が現金による収納事務を担当しているため、適切に処理をされたい。

学校給食実施校において学校給食費が未納となった場合は、彦根市学校給食費の徴収方法等に関する事務処理要領に基づき、市長との連名による未納通知により納付を促し、納付が履行されるようにされたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。  
なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。